

やんばる国立公園管理運営計画書 管理運営計画書(案)に関する提出意見に基づかない命令等の案の修正

番号	案における該当ページ	修正の概要	修正に対する考え方
1	P51 第7章 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項 1.許可、届出等取扱方針 表7-3 許可、届出等取扱方針 全行為共通	次のとおり修正。 ○法面処理方法 法面は、原則として緑化することとし、その方法は、「○修景緑化方法」による。ただし、安全確保上やむを得ない場合はこの限りでない。 やむを得ず擁壁を用いる場合は、原則として極力自然石積みとし、交通安全上又は防災上やむを得ない場合においては、自然石を模した表面仕上げとすることも可とする。 ただし、主要な展望地、公園事業道路等から望見されない場合はこの限りでない。	表現の適正化のため、修正。
2	P52 第7章 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項 1.許可、届出等取扱方針 表7-3 許可、届出等取扱方針 工作物の新築、改築又は増築 (1)建築物	次のとおり修正。 ウ.その他 ○ 既存建築物の増改築であって申請時にア及びイに適合させることが困難と認められる場合既存建築物の増改築、主要な展望地から望見されない水平投影面積15m2以下の小規模な建築物(車庫・倉庫等)の新改増築、学校や灯台等の特殊な用途の建築物及び地域の祭祀で使用する建築物の新改増築等については、ア及びイは適用しない。	表現の適正化のため、修正。
3	P54 第7章 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項 1.許可、届出等取扱方針 表7-3 許可、届出等取扱方針 工作物の新築、改築又は増築 (4)太陽光発電	次のとおり修正。 ＜審査基準＞ ア.外部意匠・色彩・材料 ○パワーコンディショナー等の関連設備やフェンス等の付帯施設は、周辺の景観と調和を図るため、原則としてこげ茶色系統とすること。 ○公園事業道路等に面する場合は、植栽、色彩をこげ茶色系統とした柵又は塀を設置する等遮蔽する措置をとること。 【中略】 ＜配慮を求める事項＞ 【中略】 ○公園事業道路等から望見される場合は、植栽や色彩をこげ茶色系統とした柵又は塀を設置する等遮蔽する措置をとること。	表現の適正化のため、「面する場合」を「望みされる場合」と修正するとともに、自然公園法施行規則第11条との整合を図るため、「配慮を求める事項」に記載箇所を変更。
4	P54 第7章 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項 1.許可、届出等取扱方針 表7-3 許可、届出等取扱方針 工作物の新築、改築又は増築 (5)砂防・治水・治山施設等	次のとおり修正。 ＜審査基準＞ ア.外部意匠・色彩・材料 【中略】 ○落石防止柵等は、(2)道路(車道)に準じた扱いとすること。	表現の適正化のため、修正。
5	P55 第7章 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項 1.許可、届出等取扱方針 表7-3 許可、届出等取扱方針 工作物の新築、改築又は増築 (6)送電鉄塔	次のとおり修正。 ＜審査基準＞ ア.位置・規模 ○特別保護地区及び第1種特別地域における、公益上必要な既存施設の建て替え以外の新設にあつては、土地の改変を行わない又は改変する土地の範囲が小規模であり、かつ維持管理において自然環境の改変を伴わないものとする こと。 【中略】 ＜配慮を求める事項＞ ○展望に支障を及ぼしている既存施設については、建て替えに際し、展望に支障がない位置への設置や自然物での遮蔽、地下埋没埋設等を行うこと。	表現の適正化のため、修正。
6	P57 第7章 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項 1.許可、届出等取扱方針 表7-3 許可、届出等取扱方針 広告物の設置等 (1)公園利用に係る標識類(仮設のものを除く)	＜審査事項基準＞	表現の適正化のため、修正。
7	P57 第7章 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項 1.許可、届出等取扱方針 表7-3 許可、届出等取扱方針 広告物の設置等 (2)営業広告物	＜審査事項基準＞ ○本体の色彩は、自然材料の素材色、白色系統又は茶色系統を基調とすること。ただし、法令に基づくものや安全確保上必要なもの等公共性の高いもの等はこの限りではない。 ＜配慮を求める事項＞ 【中略】 ○電柱、電話柱等への掲出又は表示は行わないよう配慮すること。 ただし、国立公園の保護又は利用に資するもの、安全確保上必要なもの等公共性の高いものはこの限りではない。	・表現の適正化。 ・具体的に想定される工作物がないことから、当該記載を削除。
8	P57 第7章 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項 1.許可、届出等取扱方針 表7-3 許可、届出等取扱方針 広告物の設置等 (3)その他の広告物(仮設を除く。)	＜審査事項基準＞	表現の適正化のため、修正。
9	P58、59 第7章 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項 1.許可、届出等取扱方針 表7-4 公園事業取扱方針 全事業共通	＜基本方針＞ 多様な利用者の快適な公園利用を促進するために、可能な限り案内板や解説板等の多言語対応等を行うこと。 ＜審査基準＞ 「表7-3 許可、届出等取扱方針」の「全行為共通」の＜審査基準＞による。 ＜配慮を求める事項＞ 「表7-3 許可、届出等取扱方針」の「全行為共通」の＜配慮を求める事項＞による。	表現の適正化のため、修正。

10	<p>P59 第7章 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項 1.許可、届出等取扱方針 表7-4 公園事業取扱方針 1 道路(車道)</p>	<p><基本方針> 快適な公園利用及び交通の安全を確保するため、現道の改良整備及び防災工事を進めるが、周囲の風致景観と調和するよう留意する。また、公園利用施設等からの眺望に支障を与えないよう留意する。</p> <p><審査基準> 「表7-3 許可、届出等取扱方針」の「工作物の新築、改築又は増築」中「(2)道路(車道)」の<審査基準>と同様とする。</p> <p><配慮を求める事項> ロードキル対策として動物の飛び出し注意を促す標識の設置等を実施する。 「表7-3 許可、届出等取扱方針」の「工作物の新築、改築又は増築」中「(2)道路(車道)」の<配慮を求める事項>と同様とする。</p>	表現の適正化のため、修正。
11	<p>P59、60 第7章 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項 1.許可、届出等取扱方針 表7-4 公園事業取扱方針 2 道路(歩道)</p>	<p><審査基準> 【中略】</p> <p>2)休憩所、展望施設、トイレ等の付帯施設については、「表7-3 許可、届出取扱方針」の「工作物の新築、改築又は増築」中「(1)建築物」の<審査基準>による。</p> <p><配慮を求める事項> 1)浸食、踏圧等により荒廃が進んでいる箇所については植生復元のための対策を行う。 2)休憩所、展望施設及びトイレ等の付帯施設については、「表7-3 許可、届出取扱方針」の「工作物の新築、改築又は増築」中「(1)建築物」の<配慮を求める事項>による。また、利用状況等を踏まえ、必要最小限のものとし、設置する場合、主要な展望地の眺望に支障を与えないよう留意する。</p> <p>【中略】</p> <p>5)案内板、解説板等については「表7-3 許可、届出取扱方針」の「広告物の設置等(1)公園利用に係る標識類(仮設のものを除く)」の<配慮を求める事項>による。 6)木竹の伐採を行う場合、「表7-3 許可、届出取扱方針」の「木竹の伐採」の<配慮を求める事項>による。</p> <p><管理方針> 【中略】</p> <p>4)危険木及び枯損木の処理等、利用者の安全管理を十分に行う。</p>	表現の適正化のため、修正。
12	<p>P61 第7章 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項 1.許可、届出等取扱方針 表7-4 公園事業取扱方針 3 園地</p>	<p><審査基準> 【中略】</p> <p>2)休憩所、展望施設、トイレ等の付帯施設については、「表7-3 許可、届出取扱方針」の「工作物の新築、改築又は増築」中「(1)建築物」の<審査基準>による。</p> <p><配慮を求める事項> 1)休憩所、展望施設、トイレ等の付帯施設については、「表7-3 許可、届出取扱方針」の「工作物の新築、改築又は増築」中「(1)建築物」の<配慮を求める事項>による。また、利便性及び管理面を考慮し、適切な配置とする。 2)案内板、解説板等については「表7-3 許可、届出取扱方針」の「広告物の設置等(1)公園利用に係る標識類(仮設のものを除く)」の<配慮を求める事項>による。</p> <p><管理方針> 【中略】</p> <p>2)危険木及び枯損木の処理等、利用者の安全管理を十分に行う。</p>	表現の適正化のため、修正。
13	<p>P61、62 第7章 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項 1.許可、届出等取扱方針 表7-4 公園事業取扱方針 4 宿舎</p>	<p><審査基準> 1)「表7-3 許可、届出等取扱方針」の「工作物の新築、改築又は増築」中「(1)建築物」の<審査基準>による。 2)「表7-3 許可、届出等取扱方針」の「広告物の設置等」中(2)営業広告物の<審査基準>及び<配慮を求める事項>による。</p> <p><配慮を求める事項> 建築物の高さは、公園利用施設等からの眺望に支障を与えないよう、周辺に存在する既存の施設の高さを超えないものとする(建替えの場合も同様)。ただし、建替えの建替による新築については既存の階数高さを超えない場合は、この限りでない。</p>	表現の適正化のため、修正。
14	<p>P62、63 第7章 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項 1.許可、届出等取扱方針 表7-4 公園事業取扱方針 5 野営場</p>	<p><審査基準> 休憩所、展望施設、トイレ等の付帯施設は、「表7-3 許可、届出取扱方針」の「工作物の新築、改築又は増築」中「(1)建築物」の<審査基準>による。</p> <p><配慮を求める事項> 【中略】</p> <p>3)案内板、解説板等については「表7-3 許可、届出取扱方針」の「広告物等(1)公園利用に係る標識類(仮設のものを除く)」の<配慮を求める事項>による。 4)休憩所、展望施設、トイレ等の付帯施設は、「表7-3 許可、届出取扱方針」の「工作物の新築、改築又は増築」中「(1)建築物」の<配慮を求める事項>による。</p> <p><管理方針> 1)火気の使用については、安全面に十分配慮するよう、利用者を啓発へ指導する。</p> <p>【中略】</p> <p>3)危険木及び枯損木の処理等、利用者の安全管理を十分に行う。</p>	表現の適正化のため、修正。